

## 資格更新手続の概要

医用画像情報専門技師の資格は、認定から5年間です。今年度は、第1回認定者および第6回認定者の資格更新年度となります(2021年3月31日までに更新しない場合は資格が失効します。)。ただし、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、資格更新ポイントを取得することが困難な状況にありますので、特例的に1年間の延長を認めます。特例的な延長を希望なさる方は、下記のページをご参照ください。

[http://www.jami.jp/miis/seido\\_4/item1.php](http://www.jami.jp/miis/seido_4/item1.php)

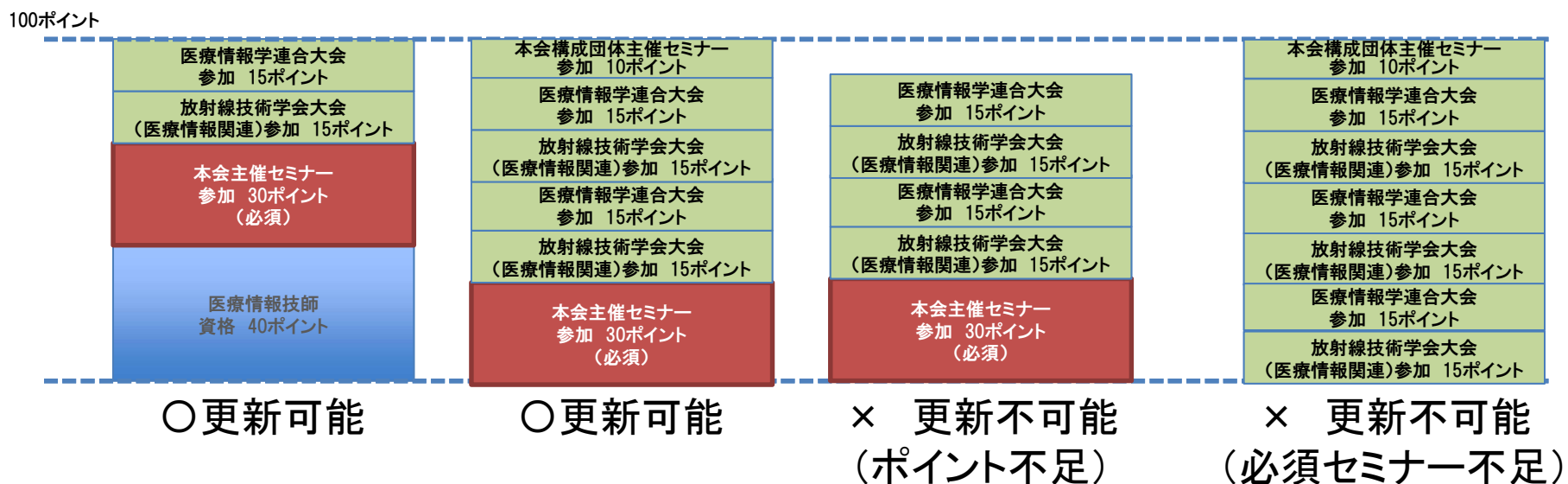
更新申請は、

1. Webサイトから、「更新申請書【Excel】」と「資格ポイント総括表【Excel】」をダウンロードして必要事項を記載します。
2. 上記書類とともに、医療情報技師認定証のコピー(資格保持者)、資格更新ポイントの取得を証明する資料(原本のみ・コピー不可)を、一般社団法人日本医用画像情報専門技師共同認定育成機構に送付します(送付された証明書等は返却しません。必要な場合は、各自で複製を手元に残してください。)
3. 機構内の審査委員会が審査を行い、更新の条件を満たしていると判断されれば、申請者に審査結果をご連絡いたします。
4. その後、指定する期限内に資格更新手数料を納付いただければ、資格更新手続が完了します。

※資格更新審査において、更新ポイントの不足を指摘された場合に備えて、なるべく早めの更新申請をお勧めします。初回申請に不備があった場合でも、3月31日を超えての資格更新再申請は受け付けません。

# 資格更新ポイント申請時の注意

資格更新に必要な資格更新ポイントは、「資格の有効期間内に資格更新ポイント(100ポイント以上)を取得した者とする。ただし、5年間のうちに、少なくとも1回は、本機構が開催するセミナーを受講しなければならない。」となっています。資格更新ポイントの計算例については、下記を参照してください。



資格更新に必要なポイントの取得状況を掲載した一覧表の送付は行いません。各自で計算し、申請してください。なお、機構主催のセミナー等に関するポイント取得(受講履歴の確認)に関するお問い合わせには、機構事務局で対応いたします。